

避難行動要支援者名簿 Q&A

Q: 避難行動要支援者名簿に登録したらどうなるのか？

A: 申請書に記入いただいた内容が「避難行動要支援者名簿」に登録され、避難支援等関係者へ情報提供されます。なお、提供された情報は、普段の見守り活動や災害時等の避難支援・安否確認などに活用されますが、避難支援等関係者には可能な範囲で活動を行っていただくものであり、災害時の支援が保証されるものではありません。

- ・自主防災組織(自主防災組織がない場合は町会)
- ・消防団
- ・民生委員・児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・消防署
- ・警察署

Q: 避難支援等関係者には、どのような情報が提供されるのか？

A: 申請書に記入いただいた内容に基づき、次の情報が提供されます。

- ・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
- ・避難支援などを必要とする理由
- ・かかりつけ医療機関
- ・担当民生委員・児童委員に関する情報
- ・緊急連絡先に関する情報
- ・地域支援者に関する情報

Q: 誰が名簿に登録できるの？

A: 平川市に在住・在宅の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・65歳以上でひとり暮らし及び高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳の障害等級1～3級の方
- ・療育(愛護)手帳判定基準の障害判定A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級1、2級の方
- ・介護保険の要介護認定3～5の方
- ・小児慢性特定疾患児
- ・医療的ケア児
- ・その他支援を必要とする方(難病や歩行困難な方など)

Q:登録するには？

A: 随時、申請を受付しておりますので、この名簿を自主防災組織などの避難支援等関係者へ提供することに同意し、登録を希望される方は、別紙記入例を参考に「平川市避難行動要支援者登録申請書兼外部提供同意書」に必要事項を記入のうえ、次の受付窓口へ提出してください。なお、代理者による申請も可能です。

- ・平川市役所 福祉課 福祉総務係
- ・尾上総合支所 庶務係
- ・碓ヶ関総合支所 庶務係
- ・葛川支所

Q:緊急時の連絡先は、家族や親戚以外の知人などを記入してよいのか？

A: 家族や親戚以外の方を緊急時の連絡先とする場合、その方から同意を得たうえで記入してください。

Q:地域支援者の役割は？

A: 地域支援者は、避難支援等関係者とともに、可能な範囲で活動を行いますが、法的な責任や義務を負うことはありません。

Q:地域支援者が見つからないと登録できないのか？

A: やむを得ず地域支援者が見つからない場合でも、名簿に登録することはできます。

Q:町会に加入していないと登録できないのか？

A: 町会への加入の有無にかかわらず登録することができます。また、自主防災組織(又は町会)には、避難行動要支援者の町会への加入の有無にかかわらず、登録された内容が情報提供されます。

Q:登録後に内容が変更となったときは？

A: 本人の住所や緊急時の連絡先、地域支援者に関する情報など、名簿の登録内容が変更となったときは、以下の窓口に変更内容をお知らせください。

<お問い合わせ>

平川市 福祉課 福祉総務係

☎ 44-1111 (内線 1211~1213)

55-5378 (直通)